

マイナンバー制度 個人番号カードの交付・申請について

平成27年12月16日発行

市民課

☎229-3198 FAX 221-1173

マイナンバー(個人番号)が記載された「通知カード」が全世帯に送付されました。マイナンバーは生涯使い続ける番号であるため、大切に保管してください。

通知カードを受け取っていない人へ

不在などの理由で受け取れなかった通知カードは、市本庁舎1階市民課で保管されています。約3カ月保管した後、廃棄されるため、早めに来庁し通知カードを受け取ってください。なお、受取時には本人確認書類が必要です。事前に通知カード・個人番号カード問い合わせ窓口(☎229-3198)へご連絡ください。

個人番号カードについて

希望する人は、「通知カード」に同封の「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」で申請すると、平成28年1月以降、「個人番号カード」が交付されます。これは、公的身分証明書として利用できるプラスチック製のカードで、表面には顔写真と氏名・住所・生年月日・性別などが、裏面にはマイナンバーなどが記載されています。また、ICチップが搭載され、電子申請(e-Taxなど)にも利用できます。

個人番号カード(表)



個人番号カード(裏)



個人番号カードのメリット

マイナンバーを提供するための書類として

マイナンバーの提供を求められる場面で、個人番号カード1枚で番号確認と本人確認を済ませることができます。

公的身分証明書として

さまざまな場面で、公的身分証明書として利用できます。

電子証明書として

電子申請(e-Taxなど)やマイナポータルのログ

イン(平成29年1月から開始)など行政手続きのオンライン申請に利用できます。

個人番号カードの申請・交付について

個人番号カードを受け取るには、「交付時来庁方式」と「申請時来庁方式」の2種類の方式があります。

交付時来庁方式

交付時に直接市民課または各総合支所市民課(市民福祉課)窓口で本人確認が行われる方式です。

申請方法

● 郵送での申請

「通知カード」に同封の「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」に必要事項を記入し、顔写真を貼り、同じく同封の返信用封筒で返送してください。

● オンラインでの申請

携帯電話、スマートフォンなどで顔写真を撮影し、「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」に記載されたQRコードを読み取り、オンラインで申請してください。

交付方法

平成28年1月以降、準備が整い次第順次「交付通知書」が転送不要で送付されます。記載された期間中に記載された窓口(市民課または各総合支所市民福祉課・市民課)で、本人確認を行い、申請者(本人)が暗証番号を入力した後、交付されます。

※長期入院や自宅新築中、り災などやむを得ない理由で一時的に郵便物の転送手続きをしている場合は、通知カード・個人番号カード問い合わせ窓口(☎229-3198)までご連絡ください。

交付時の必要書類

- 交付通知書
- 本人確認書類(裏面参照)
- 通知カード ※窓口で回収されます
- 住民基本台帳カード(お持ちの人) ※窓口で回収されます